

## 改正の概要

### 工事費内訳書取扱要領 (No.68)

#### 1 工事費内訳書の審査（1次チェック）の手順について

##### ●改正前

同額入札があった場合、くじ対象者全員の内訳書審査をし、その後にくじをする。

##### ●改正後

先にくじ対象者のくじをし、審査の順番を決め、順位が早い者から審査をする。

その他、開札における工事費内訳書の審査の手順について、第5条第1項第1号を改正し、より具体的に規定する。

#### 2 その他

- ・電子入札の導入に伴い、入札無効通知書（様式第2号）を廃止するほか、電子入札システムで調査用の工事費内訳書を提出する際は原則としてA4サイズでの出力に適したものとすること等を定める。

- ・その他の文言の整理等

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

工事費内訳書取扱要領の一部を改正する要領 (R3. 4. 1)

工事費内訳書取扱要領の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>第1条～第2条 省略 (提出時期)</p> <p>第3条 工事費内訳書の提出を求める時期は、通常用の工事費内訳書及び前条第1号に基づく調査用の工事費内訳書は入札書と同時(1回目の入札に<b>限るものとし</b>、<u>山口市競争入札参加者心得(以下「参加者心得」という。)</u>第17条の再度入札を除く。)に提出するものとし、前条第2号及び第3号に基づく調査用の工事費内訳書は開札後に提出を求めるものとする。</p> <p>2 省略 (調査用の工事費内訳書記載事項)</p> <p>第4条 調査用の工事費内訳書の記載については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 工事費内訳書の様式は、用紙サイズA4(縦・横自由)とし、表紙に表題(工事費内訳書と記載)を付す<b>こと。電子入札システムにより提出する場合は、原則としてA4サイズでの出力に適したものとすること。</b></p> <p>(3) 表紙には発注者、工事名、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載し、押印すること。ただし、入札書と同時に提出する場合は、<u>参加者心得</u>第9条(入札書等の提出)第6項に定めるところによる。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) 入札書と同時に提出する場合は、前各項に掲げるもののほか、<u>参加者心得</u>に定めるところによること。 (工事費内訳書の審査)</p>	<p>第1条～第2条 省略 (提出時期)</p> <p>第3条 工事費内訳書の提出を求める時期は、通常用の工事費内訳書及び前条第1号に基づく調査用の工事費内訳書は入札書と同時(1回目の入札に<b>限り</b>、<u>山口市競争入札参加者心得</u>第17条の再度入札を除く。)に提出するものとし、前条第2号及び第3号に基づく調査用の工事費内訳書は開札後に提出を求めるものとする。</p> <p>2 省略 (調査用の工事費内訳書記載事項)</p> <p>第4条 調査用の工事費内訳書の記載については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 工事費内訳書の様式は、用紙サイズA4(縦・横自由)とし、表紙に表題(工事費内訳書と記載)を付す<b>こと。</b></p> <p>(3) 表紙には発注者、工事名、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載し、押印すること。ただし、入札書と同時に提出する場合は、<u>山口市競争入札参加者心得</u>第9条(入札書等の提出)第6項に定めるところによる。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) 入札書と同時に提出する場合は、前各項に掲げるもののほか、<u>山口市競争入札参加者心得</u>に定めるところによること。 (工事費内訳書の審査)</p> <p>第5条 <b>工事費内訳書の審査等は、次の各号に定めるところにより行う。</b></p>

第5条 通常用の工事費内訳書及び第2条第1号の入札における調査用の工事費内訳書（談合情報等があり談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した入札及び入札結果等に不自然さがある入札におけるものを除く。）の審査等は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 審査の対象

ア 予定価格と判断基準額又は最低制限価格の範囲内で入札をした者のうち、最低額で入札した者から審査するものとする。

イ アにかかわらず、判断基準額を適用しない工事については、予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低額で入札した者から審査するものとする。

ウ ア又はイの規定による最低額で入札した者の審査において当該入札者の入札が無効となった場合、次に低い額で入札した者（以下「次順位者」という。）の審査をする。当該審査において当該次順位者の入札が無効となった場合は更にその次順位者の審査をし、以降、同様に扱う。

エ ア、イ及びウの規定の審査において、最低額で入札した者又は次順位者が同額入札により複数人ある場合は、くじにより審査の順位を決定する。

(1) 通常用の工事費内訳書及び第2条第1号の入札における調査用の工事費内訳書（談合情報等があり談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した入札及び入札結果等に不自然さがある入札におけるものを除く。）

ア 審査の対象

予定価格と判断基準額又は最低制限価格の範囲内で入札をした者のうち、最低額で入札した者から審査するものとする。ただし、次に掲げる \_\_\_\_\_ 工事については、予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低額で入札した者から審査するものとする。また、次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者を審査する。なお、総合評価落札方式の場合は、最高評価値の者から審査する。

(7) 土木系工事のうち土木系機械設備工事又は土木系電気設備工事

(イ) 営繕系工事のうち営繕系機械設備工事又は営繕系電気設備工事  
で、かつ、直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの

(ウ) 解体工事

オ 入札参加資格の事後審査を行う場合は、工事費内訳書の審査に先立ち、当該審査の対象者の入札参加資格審査を行う。入札参加資格がないと認められた者については、工事費内訳書の審査は行わない。

カ 入札心得第17条の再度入札を行う場合は、当該再度入札の後にアからオまでの規定により審査を行う。

キ 総合評価落札方式におけるアからエまで規定の適用においては、「最低額」とあるのは「最高評価値」と、「低い額」とあるのは「高い評価値」と、「同額入札」とあるのは「評価値同点」と読み替える。

(2) 審査の内容

1次チェック（別表第1に定める1次チェック項目の表に掲げる項目について、未提出又は不備があるかの確認）を行う。

(3)及び(4) 省略

(5) 審査の結果

未提出又は不備がある場合（軽微な誤記等を除く。）は、山口市工事執行規則（平成17年山口市規則第164号）第15条（入札の無効）及び参加者心得第11条（無効とする入札）に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

(6) その他

第1号の規定により審査をする者以外の者については、工事費内訳書が未提出であるか否かの判断及び参加者心得第9条（入札書等の提出）第6項における内訳書等に係る規定に適合しているか否かの判断は行

イ 審査の内容

1次チェック（別表第1に定める1次チェック項目の表に掲げる項目について、未提出又は不備があるかの確認）を行う。ただし、通常用の工事費内訳書については、同表中「類型2」のうち「④」及び「⑤」を審査の対象としない。

ウ及びエ 省略

オ 審査の結果

未提出又は不備がある場合（軽微な誤記等を除く。）は、山口市工事執行規則（平成17年山口市規則第164号）第15条（入札の無効）及び山口市競争入札参加者心得第11条（無効とする入札）に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

なお、該当者については、工事費内訳書の不備による入札無効通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

カ その他

くじ引きにより落札者又は落札候補者の決定を行う場合は、くじ引きの対象者全員の工事費内訳書を審査する。

**わないものとし、前号の規定は適用しない。**

**2** 第2条第1号の入札（談合情報等があり談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した入札又は入札結果等に不自然さがある入札に限る。）又は同条第2号若しくは第3号の入札における調査用の工事費内訳書の**審査等は、次の各号に定めるところにより行う。**

**(1)** 省略

**(2)** 審査の内容

**ア**及び**イ** 省略

**(3)**及び**(4)** 省略

**(5)** 審査の結果

**ア** 2次チェック及び3次チェックの審査結果をもとに、山口市入札制度等検討委員会において、当該入札の有効性、契約締結の妥当性又は契約解除の可否の判断を行う。

**イ** \_\_\_\_\_談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応する\_\_\_\_\_。

**ウ** \_\_\_\_\_第2条第1号の入札において、入札を有効と判断し落札決定の**手続へ移行する場合は、前項の規定による手続によるものとする。**

第6条及び第7条 省略

(削る)

**第8条～第9条** 省略

別表第1（第5条関係）

**(2)** 第2条第1号の入札（談合情報等があり談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した入札又は入札結果等に不自然さがある入札に限る。）又は同条第2号若しくは第3号の入札における調査用の工事費内訳書

**ア** 省略

**イ** 審査の内容

**(ア)**及び**(イ)** 省略

**ウ**及び**エ** 省略

**オ** 審査の結果

2次チェック及び3次チェックの審査結果をもとに、山口市入札制度等検討委員会において、当該入札の有効性、契約締結の妥当性又は契約解除の可否の判断を行う。

**また、**談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応する**こと。**

**なお、**第2条第1号の入札において、入札を有効と判断し落札決定の**手続へ移行する場合は、落札候補者の工事費内訳書に対して1次チェックを行うこととする。以降の手続は前号を準用する。**

第6条及び第7条 省略

**(落札者以外の工事費内訳書無効の取扱い)**

**第8条** **落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。**

**第9条～第10条** 省略

別表第1（第5条関係）

【1次チェック項目】(必須)

類 型	チェック	未提出又は不備とされる場合
1 省略		
2 工事費内 訳書に記載 すべき事項 が欠けてい る場合	省略	省略
	<input type="checkbox"/>	④「費目・工種・施工名称」ごとに記載されて いない場合。様式はA4サイズとし、縦横自由 とする。(注2) <b>(通常の工事費内訳書は、対象外)</b>
	<input type="checkbox"/>	⑤工種及び施工名称が完全に欠落している場 合 <b>(通常の工事費内訳書は、対象外)</b>
	<input type="checkbox"/>	⑥中項目+中項目+…=直接工事費と <b>ならな い場合</b> <b>(通常の工事費内訳書は、対象外)</b>
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦直接工事費+共通仮設費+現場管理費+一 般管理費=工事価格と <b>ならない場合</b>
3 省略		
4 文字又は 金額の訂正、 挿入及び抹 消の箇所の 押印が欠け ている場合	<input type="checkbox"/>	①使用印鑑届においてあらかじめ使用印とし て届出がなされた印(代理人による入札の場合 は、委任状又は一括委任状において受任者の使 用印として定めた印をもって代えることがで きる。)の押印がない場合 <b>(電子入札システムにより提出する場合は、対 象外)</b>

(注1)～(注4) 省略

別表第2 省略

様式第1号(第2条関係) 省略

(削る)

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

【1次チェック項目】(必須)

類 型	チェック	未提出又は不備とされる場合
1 省略		
2 工事費内 訳書に記載 すべき事項 が欠けてい る場合	省略	省略
	<input type="checkbox"/>	④「費目・工種・施工名称」ごとに記載されて いない場合。様式はA4サイズとし、縦横自由 とする。(注2)
	<input type="checkbox"/>	⑤工種及び施工名称が完全に欠落している場 合
	<input type="checkbox"/>	⑥中項目+中項目+…=直接工事費
	<input type="checkbox"/>	直接工事費+共通仮設費+現場管理費+一 般管理費=工事価格と <b>ならない場合</b>
3 省略		
4 文字又は 金額の訂正、 挿入及び抹 消の箇所の 押印が欠け ている場合	<input type="checkbox"/>	①使用印鑑届においてあらかじめ使用印とし て届出がなされた印(代理人による入札の場合 は、委任状又は一括委任状において受任者の使 用印として定めた印をもって代えることがで きる。)の押印がない場合

(注1)～(注4) 省略

別表第2 省略

様式第1号(第2条関係) 省略

**様式第2号(第5条関係) 別紙**